

## 第2期行財政改革プログラム 個別取組工程表

所管	総務	局	行政	部	行政管理	課
項目	2-4	指定管理者第三者評価制度の実施				
実施内容	指定管理者による一次評価及び所管部局による二次評価を行うとともに、それらの評価方法や結果等を含め、指定管理者制度の運用等について第三者の立場から外部有識者の意見を聴取するため、指定管理者制度懇話会を開催する。					
目標	毎年度、一次評価・二次評価の実施及び指定管理者制度懇話会の開催					
工 程	当初予定	26年度	27年度	28年度	29年度	
	← 一次評価、二次評価の実施、指定管理者制度懇話会の開催 →					
実 績	進捗状況 (実績・見込)	26年度	27年度	28年度	29年度	
	← 一次評価、二次評価の実施、指定管理者制度懇話会の開催 → ↔ 一次評価、二次評価の実施 ↔ ↔ 指定管理者制度懇話会の開催（6回） ↔ ● 指定管理者評価の公表 ● 評価結果への対応を所管課に指示 ● 評価方法等の見直し					
実績	(平成26年度) 一次評価(指定管理者)及び二次評価(所管課)を踏まえ、指定管理者制度懇話会を6回開催し、外部有識者から意見を聴取のうえ、指定管理者評価を実施し、公表した。 評価結果への対応を所管課に指示するとともに、評価結果を踏まえた評価方法等の見直しを実施。					
評 価	26年度  <b>B</b>	課題	管理運営実績の適正な評価の実施により、今後も引き続き指定管理者制度による施設管理の一層の効率化及び適正化を推進し、市民サービスの向上とともに管理経費の縮減を図る必要がある。			
		改善策	個別施設に係る評価結果については、施設所管課にその対応の徹底を指示するとともに、懇話会における提言の実効性を確保するため、次期選定時の募集要項や仕様書等にも反映する必要があることから、評価対象施設を変更する等、更なる評価方法の見直し等を実施する。			
評価基準	A: 目標を上回って達成 B: 目標を概ね達成 C: 未達成					
備考						